西海市熱中症対策一時休憩所の登録等に関する要領（案）

（趣旨）

第１条　この要領は、熱中症による市民又はその他の者（以下「市民等」という。）の健康に係る被害の発生を防止するため、市内の施設を熱中症対策一時休憩所（以下「涼み処」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　涼み処とは、市が登録する運用期間に、暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設として、熱中症対策に資するために開設する施設をいう。

（登録の基準）

第３条　涼み処の登録することができる施設は、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

（１）　適当な冷房設備を有する施設であること。

（２）　熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。

（３）　当該施設を管理する者又は役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員が関与するものではないこと。

（４）　政治活動、宗教活動その他特定の思想に関する活動を主たる目的とする施設でないこと。

（５）　公共良俗に反し、又はその恐れがある施設でないこと。

（６）　その他市長が適当でないと認める施設でないこと。

(登録の申込)

第４条　涼み処の登録を受けようとする施設の管理者は、対象施設ごとに西海市熱中症対策一時休憩所（涼み処）申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

（登録等）

第５条　市長は、前条の規定による申込書が提出されたときは、その内容を審査し、登録基準を満たす場合には、当該施設を涼み処として登録し、施設の管理者に西海市「涼み処」指定通知書（様式第２号）を通知するものとする。

２　前項の規定による登録を受けた施設（以下、「登録施設」という。）は、市から配布される涼み処に関するポスター等を、見やすい位置に設置するものとする。

（登録簿）

第６条　市長は、登録施設に係る事項を登録簿に記載し西海市公式ウェブサイトで公表するものとする。

（登録の変更、廃止及び抹消）

第７条　登録施設の管理者は、登録された内容に変更があるとき又は登録を廃止しようとするときは、西海市熱中症対策一時休憩所（涼み処）登録変更・廃止届（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により廃止届が提出されたときは、施設の管理者に西海市熱中症対策一時休憩所（涼み処）登録抹消通知書（様式第４号）により通知する。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。